

第 3 3 回田原市市民協働まちづくり会議

日時：令和 4 年 7 月 5 日（火） 午後 3 時

場所：田原市役所南庁舎 4 階 政策会議室

1 会長・副会長の選任について

2 報告事項

（１） 市民協働まちづくりの推進体制について 【資料 1】 【資料 2】

（２） 市の機関の取組について 【資料 3】

（３） 市民活動支援制度活用状況について 【資料 4－1】 【資料 4－2】

（４） 市民活動支援センターの運営について 【資料 5】

（５） 「田原市の市民協働まちづくり方針」の改訂について 【資料 6】

3 その他

○意見交換等 【資料 7】

○第 3 4 回会議：令和 4 年 1 1 月頃（予定）

配布資料

【資料 1】 田原市市民協働まちづくり条例の概要

【資料 2】 令和 4 年度版田原市市民活動支援制度

【資料 3】 市民協働まちづくり方針に基づく市の機関の取組

【資料 4－1】 令和 3 年度 市民活動支援制度の活用状況

【資料 4－2】 市民協働まちづくり補助金活用状況

【資料 5】 田原市民活動支援センターの運営について

【資料 6】 「田原市の市民協働まちづくり方針」の改訂について

【資料 7】 各委員の取組み状況 ※当日配布

田原市市民協働まちづくり会議委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

番号	職名	委員氏名	役職等	備考	
1	委員	わたらい みかこ 渡会 美加子	— (公募) —	1号委員 (公募市民)	出
2	委員	はしもと さとえ 橋本 聡恵	— (公募) —	1号委員 (公募市民)	欠
3	委員	ひぐち ゆうじ 樋口 雄士	田原市地域コミュニティ連合会理事	2号委員 (市民活動団体)	欠
4	委員	なかうちだ たくや 中内田 卓也	田原青年会所理事室長	2号委員 (市民活動団体)	出
5	委員	ほんだみのる 本多 稔	田原市ボランティア連絡協議会会計	2号委員 (市民活動団体)	出
6	委員	やまもと いつお 山本 五夫	田原市文化協会会計	2号委員 (市民活動団体)	出
7	委員	かわい たけひこ 河合 武彦	田原市スポーツ協会監事	2号委員 (市民活動団体)	出
8	委員	おざわ みほこ 小澤 美穂子	NPO法人たはら広場	2号委員 (市民活動団体)	出
9	委員	たかさき ゆうぞう 高崎 雄三	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)	出
10	委員	きむら としはる 木村 俊晴	J A愛知みなみ代表理事専務	3号委員 (事業者の団体)	出
11	委員	こうべ としかず 河邊 俊和	田原市企画部長	4号委員 (市の機関)	出
12	委員	ふじい よしたか 藤井 吉隆	愛知大学地域政策学部教授	5号委員 (学識経験者)	出

【事務局】

企画部 企画課	松井 茂明（課長） 内藤 泰子（課長補佐兼係長） 下形 めぐみ（主事補）
---------	--

田原市市民協働まちづくり会議 配席表

令和4年7月5日（火）午後3時から
田原市役所南庁舎4階 政策会議室

委員 渡会 美加子 (公募委員)			委員 小澤 美穂子 (NPO法人たはら広場)
委員 中内田 卓也 (田原青年会議所)			委員 高崎 雄三 (田原市商工会)
委員 本多 稔 (田原市ボランティア連絡協議会)			委員 木村 俊晴 (JA愛知みなみ)
委員 山本 五夫 (田原市文化協会)			委員 河邊 俊和 (田原市企画部)
委員 河合 武彦 (田原市スポーツ協会)			委員 藤井 吉隆 (愛知大学地域政策学部)
事務局（企画課）			

企画課長
松井 茂明

課長補佐兼係長
内藤 泰子

主事補
下形 めぐみ

出入り口

田原市市民協働まちづくり条例の概要

1 策定の経過

- ① 地方分権改革・各種の規制緩和による地域自治の自主自律が求められるなかで、この地域のまちづくりにおいても「市民参加・協働型自治の推進」が求められ、田原町・赤羽根町及び田原市・渥美町合併時に策定された新市建設計画において、この取り組みが位置付けられました。
- ② この新市建設計画を受けて、平成 17 年度から検討を開始した田原市総合計画策定に際して設置した『まちづくり市民懇談会』（市民 79 名・5 部会）において、市民協働によるまちづくりのあり方を検討しました。
- ③ 市民参加と協働のまちづくりに関し、自治会・校区ヒアリング、行政懇談会、市民・事業者・団体の意識調査を実施し、各種市民活動の実態把握に取り組みました。
- ④ 市民参加と協働のまちづくりの基本的ルールを定めるため、平成 19 年 7 月（～12 月）に『田原市まちづくり推進条例検討会議』を設置し、条例及び規則に規定すべき項目を検討しました。
- ⑤ 条例検討会議の検討結果を踏まえ、「田原市市民協働まちづくり条例」の案を作成し、田原市議会の議決を経て、平成 20 年 3 月 26 日に公布（制定）しました。

2 条例に定める項目

- ① 総則的事項（第 1 条―第 7 条）
 - ・市民協働まちづくりの基本理念とそれぞれの役割
- ② 協働促進の方針（第 8 条）
 - ・協働を促進するための基本方針策定
- ③ 市民参加と協働（第 9 条・第 10 条）
 - ・市民参加と協働の実現
- ④ 市民公益活動の支援（第 11 条―第 13 条）
 - ・市の機関による市民公益活動への支援
- ⑤ 地域コミュニティ団体（第 14 条―第 18 条）
 - ・地域コミュニティ団体の位置付けや責務等の明確化
- ⑥ 市民協働まちづくり会議（第 19 条）
 - ・市民協働まちづくり会議の設置

3 規則に定める項目

- ① 地域コミュニティ団体の認定手続き（第 2 条―第 5 条）
- ② 市民協働まちづくり会議の運営（第 6 条―8 条）

4 田原市市民協働まちづくり会議

(1) 設置根拠

■田原市市民協働まちづくり条例（平成20年4月1日施行）第19条により設置
（要点）

- ・「協働促進方針」及び「方針に関わる施策の検討」並びに「その他の必要事項の調整」を図るため、田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）を設置する。
- ・協働会議は、「市民」、「市民活動団体」、「事業者」及び「市の機関」で構成する。

■条例施行規則第6条～第8条による運営体制

（要点）

- ・協働会議は15人以内の委員（任期2年）で構成し、委員互選により会長及び副会長1人を置く。
- ・協働会議は会長が招集し・議長を務める。
- ・協働会議は半数以上の委員が出席しなければ開催できない。議事は、出席者の過半数で決する。

(2) 会議の役割

①『田原市市民協働促進方針』の検討

- 方針策定 … 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、それぞれの権利・義務・役割を認識し、相互理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するため、本市の現状を踏まえて一定期間の取組方針を定める。
- 状況確認 … 協働促進方針に掲げる「取組の進捗」及び「目標達成等」の状況を確認・評価する。
- 方針改定 … 取組の実現状況等を踏まえ、協働促進方針の改定を行う。

②『田原市市民協働促進方針に関わる施策（取組）』の検討

○行政活動における市民参加と協働の促進に関する取組

- ・市民への行政情報の提供制度のあり方
- ・市民参画を確保する制度のあり方
- ・指定管理者制度基本方針のあり方
- ・アウトソーシング推進のあり方
- ・公募・提案型協働事業のあり方 等

○市民公益活動における協働の促進に関する取組

- ・市民活動団体の連携促進のあり方 等

○市民公益活動の支援に関する取組

- ・活動環境の整備のあり方
- ・市民等に対する市民公益活動の情報提供のあり方
- ・行政保有情報の提供のあり方
- ・人的支援のあり方
- ・財政的支援のあり方（公募型補助等）
- ・市民公益活動に対するその他支援のあり方 等

○地域コミュニティ団体認定基準及び地域コミュニティ振興・支援体制

○基金活用方法 ○寄付募集、運用益等活動のあり方

市民活動を応援しています！

＜令和4年度版＞田原市市民活動支援制度

田原市では、市民参画・協働のまちづくりを促進するため、市民の皆さんが実施する公益的な活動を支援するための補助金制度を設けています。ぜひ、あなたの市民活動にご活用ください。



市民協働まちづくり事業補助金



みんなで社会に役立つ活動がしたい！

健康福祉・環境保全・地域づくりなどの公益活動を行う市民活動団体さんを応援する制度です。市民感覚の柔軟な発想で、社会に役立つ活動を提案してみましょう！

【募集期間】

① 通常枠（補助対象経費 10 万円以上）

令和4年2月9(水)～3月11日(金)

② 少額枠（補助対象経費 10 万円未満）

令和4年2月9(水)～令和5年1月27日(金)

随時受付（予算額に達し次第終了）

⑤人材養成枠

市民活動団体さんの活動に関連する講座等の受講費用を補助する「講座枠」と、先進的な事例の視察・調査のための費用を補助する「視察枠」の2本柱です。やる気・熱意のある方を応援します！

【募集期間】

令和4年2月9(水)～令和5年1月27日(金)

随時受付（予算額に達し次第終了）

※講座枠、視察枠ともに同じです。

団体の活動を活発にするために、スキルアップしたい！



③新規団体枠

新たに仲間を募って立ち上がった市民活動団体さんを応援する制度です。ぜひご活用ください。

【募集期間】

令和4年2月9(水)～令和5年1月27日(金)

随時受付（予算額に達し次第終了）



市民活動を始めてみたけど、活動資金のやいぐいが難しい…

④チャレンジ枠

40 歳以下の若い世代の市民活動団体さんを応援する制度です。フレッシュさ溢れる斬新なアイデアで、仲間と一緒に楽しみながら市民活動をしてみませんか？

【募集期間】

令和4年2月9(水)～令和5年1月27日(金)

随時受付（予算額に達し次第終了）

地元の仲間と、職場の同僚と…市民活動にチャレンジ！！



市民提案型委託制度

市役所の仕事をわたしたちでやってみたい！



市民活動団体さんが提案した地域の課題を解決するための事業を、市と団体が委託契約を結び、実施します。

【テーマ提示型】

【令和4年度募集テーマ】

男女共同参画啓発事業

男女共同参画を市民の方に広く知ってもらうための講座の企画、開催やパンフレットの作成など

【募集期間】

令和4年4月1日(金)～5月31日(火)

【選考方法】

書類審査、非公開審査会



【自由テーマ型】

「市の事業でこんなイベントがあればいいのに！」ツイッターやフェイスブックの活用講座の企画など、皆さんの自由な発想でご提案ください。

【募集期間】

令和4年4月1日(金)～7月29日(金)

【選考方法】

書類審査、非公開審査会



☆それぞれの補助金、委託制度の詳細な募集概要は、市ホームページや広報たはらで紹介しています。





田原市社会貢献活動災害補償制度



田原市市民協働まちづくり条例の施行に伴い、市民活動団体による市民公益活動に取り組みやすい環境を整える市の責務が明確化されました。市では市民公益活動（社会貢献活動）中の万一の事故に対して、田原市社会貢献活動災害補償制度により、一定額の補償を準備し、活動者又はその指導者が安心して活動していただくことにより、市民協働のまちづくりの促進を図ります。

補償対象となる団体

市内に活動拠点を置く5人以上で構成する市が認めた団体（地域コミュニティ、体育協会、文化協会、市や社会福祉協議会が事務局を担う団体など 詳しくは市民協働課へお問合せください。）で、継続的に活動し、その責任者が明確になっている団体。※市外居住者が構成員の過半数を占める団体を除く。

補償対象となる活動

補償対象団体が自主的に取り組む社会貢献活動で、計画的、継続的又は臨時的な直接的活動です。

情報発信

市民活動だより



広報たはら



どすごいネット



ホームページ



Facebook



YouTube



田原市民活動支援センター

センター発行紙



市民活動に関する相談、支援等を行っています

■田原文化会館フリースペース TEL 0531-22-1111（内線 812）※開設時のみ

開設日時 火曜日・土曜日 12:00～16:00

HP : <http://www.city.tahara.aichi.jp/kyoudou/> E-mail : shiminkatsudo@city.tahara.aichi.jp

■田原市役所企画課（南庁舎 3 階） TEL 0531-23-3507 FAX 0531-23-0669

開設日時 平日 8:30～17:15

E-mail : kyoudou@city.tahara.aichi.jp



田原市の市民協働まちづくり方針 (H20.10 田原市市民協働まちづくり会議)
基本理念「みんながそれぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働のまちづくりを進めましょう。」

区分1【指針その2】 行政参加・協働の推進

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ① 施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努める。【条例第9条第2項】
- ② 行政活動における協働の推進に努める。【条例第9条第3項】
- ③ 行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。【条例第9条第4項】

(1)市民参加・参画のあり方

a. 積極的な行政情報の公開

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○行政情報は、定期刊行する広報たはら等と、随時発行する施策パンフレットやイベントちらし等に掲載し、コミュニティ協議会・自治会を経由する地域文書として、市民に伝えています。	○情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じて方法を整理・選択するとともに、市民に広報紙やケーブルテレビ番組に関心を持ってもらえるよう、受け手にとって有意義でわかりやすい情報提供に努めます。	【防災対策課】 ・広報たはら 防災知恵袋・・隔月(偶数月)、特集・・9月号、ほか随時掲載(継続) ・ホームページ掲載 各種防災に関する計画等(継続) ・市政ほーもん講座開催(継続) 【企画課】 ・行政評価の結果をホームページで公表し、行政の透明性の向上を図る。(継続) ・市民活動だよりを発行、フェイスブック、メールマガジンを活用し市民活動情報を提供する。(継続) 【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成などを通した情報発信を行う。(継続) 【環境政策課】 ・広報たはら(環境けいじばん)、ホームページにて、環境やエコに関する情報提供を行う。(継続) 【廃棄物対策課】 ・ごみ収集カレンダーを年1回発行、環境学習の一環として市政ほーもん講座を開催するほか、市HPやスマートフォンアプリを活用し、ごみに関する情報を提供する。また、広報たはら環境掲示板にごみ量速報値を報告し、ごみ減量化に関心を持ってもらう。(継続) 【高齢福祉課】 ・広報たはらや市ホームページ、高齢者の支援内容等をまとめ関係機関に配布する「高齢者福祉の手引」にて、高齢者福祉サービスや認知症、介護予防等について紹介する。(継続) 【健康課】 ・健康カレンダーを各世帯へ配布。成人保健事業や母子保健事業に関する健診、各種教室の日程案内や、当直医に関する情報提供を行う。(継続) ・広報たはら(ヘルシーナ健康ナビ)にて健康づくりに関する情報提供を行う。(継続) 【商工観光課】 ・インスタグラムやツイッター等インターネットを活用し、ライブ感のある積極的な情報提供を行う。(継続) 【街づくり推進課】 【スポーツ課】 ・スポーツに関する情報を田原文化会館のモニターを活用し、情報提供する。(継続) 【消防署】	【防災対策課】 ・広報たはら、ホームページで市民に情報提供を行った。 ・市政ほーもん講座もコロナ禍では、あったが31回開催した。 ・一部の研修会の講演をyoutubeで閲覧できるようにした。 【企画課】 ・行政評価の結果をホームページで公表した。 ・広報たはら(市民活動だより)に年12回掲載、市民活動だよりを年1回発行、フェイスブック、メールマガジン等を活用し市民活動情報を提供した。 【広報秘書課】 ・広報サポーター(4名) ・市民目線でのケーブルテレビナビゲーターやSNSの発信による情報発信を行った。 【環境政策課】 ・広報たはら(環境けいじばん)に年6回掲載や、ホームページにて、環境やエコに関する情報提供を行った。 【廃棄物対策課】 ・ごみ収集カレンダーの発行(年1回)(継続) ・広報たはら(環境掲示板等)・HP・ごみ分別アプリ・SNS等を活用した情報提供(継続) ・市政ほーもん講座の実施による情報提供(継続) 【高齢福祉課】 ・広報たはらの「シニアのひろば」への記事掲載や市ホームページへの掲載、高齢者への支援内容等をまとめた冊子である「高齢者福祉の手引」により、在宅生活の支援や交通住宅の助成、介護者支援等を紹介した。 【健康課】 ・健康カレンダーを各世帯へ配布。 ・広報たはら(ヘルシーナ健康応援ナビ)にて健康づくりに関する情報提供。 【商工観光課】 ・インスタグラムやツイッター等インターネットを活用し、適宜情報提供を行った。 【街づくり推進課】 都市計画、都市整備、市街地活性化、景観、公共交通に関する情報提供を広報、市HP、報道発表等により行った。 渥美半島菜の花浪漫街道ブログを運用し、市からの情報だけでなく、市内外から募集した「渥美半島の美しい風景を発信し隊」による双方向性のある情報発信と情報共有を行った。 【スポーツ課】 ・スポーツに関する情報を田原文化会館のモニターを活用し、情報を提供した。(21件) 【消防署】 広報たはら(消防かわら版)年4回 消防本部ホームページを随時更新し情報提供を実施する。

b. 行政活動への市民参加の拡大

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○新たな事業やイベント・行事等について、広報たはら、パンフレット、市ホームページ等で市民等にお知らせし、市民等による実施や行事への参加を呼びかけています。	○市民等と一体となってまちづくりに取り組むことが「市民協働」の根底であることを市職員が十分に理解します。 ○遊休資産の活用や地域包括ケアシステムの推進など新たな課題に対しても、市民協働を踏まえて取り組みます。 ○市民等が参加しやすい方法(手法・日時・場所等)に改善するとともに、内容に応じた効果的なPRを検討します。また、市民等が参加(実施)するメリット(能力向上、ネットワークの構築化、精神的な達成感の獲得等)を示せるように工夫します。 ○イベント等で市民や団体、事業者等に協力を得る場合は、事前の打ち合わせ等を十分に行います。	【防災対策課】 ・防災訓練 市総合防災訓練、自主防災会一斉防災訓練(継続) ・講座等 防災カレッジ、防災ボランティアコーディネーター養成講座、防災講演会等(継続) 【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金の「人材養成視察枠」として市の課題解決策立案のための先進事例調査に要する旅費等を補助する。(継続) ・市民協働まちづくり会議(年2回)、男女共同参画推進懇話会(年3回)では、公募委員、市民活動団体、事業者等が参加し、市民目線での協働促進、男女共同参画社会推進に取り組んでいく。(継続) 【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成などを通した情報発信を行う。(継続) 【環境政策課】 ・親子エコクッキング講座や菜の花エコツアー等を開催し、エコ普及啓発に努める(今年度のたはらエコフェスタは中止)。(継続) 【高齢福祉課】 ・高齢者の生活支援を推進するため、自治会や民生委員、各種関係者へ高齢者支援事業や各種行事への参加を呼びかける。また、各種行事への参加を通じて、関係者間で地域の困りごとを共有して解決に向けた検討を進め、地域の助け合い活動の仕組みづくりを行う。(継続) 【地域福祉課】 ・生活ささえあいネット周知のため、市民の集う場所へ出向いて説明をし、参加者を募ります。(継続) 【健康課】 ・たはら健康マイレージの活用により、健康づくりの取り組みを推進する。(継続) ・子育て安心見守り隊、食生活改善健康づくり会に対して、定期的にフォローアップ研修会を開催する。(継続) 【商工観光課】 ・「田原市観光まちづくり大学」「観光体験博覧会たはら巡り〜な」により観光地域づくりへの市民参加を促します。(継続) 【街づくり推進課】 【図書館】 ・元氣はいたつ便・ブックスタート・にじいろサービス・児童サービス等への市民ボランティアの参加・協力を図つた。 【消防署】 ・救命率の向上を図るため、救命講習の開催を広報たはら(消防かわら版)、消防本部ホームページに掲載し参加者を募集します。(継続) ・親子で参加できる救助体験講座を開催します。(継続)	【防災対策課】 ・市総合防災訓練は中止となったが、自主防災会一斉防災訓練は行えた。 ・防災カレッジ全4回のうち、2回を動画配信にて実施。 【企画課】 ・補助金「人材養成視察枠」の活用なし ・市民協働まちづくり会議(年2回)、男女共同参画推進懇話会(年3回うち2回は書面)開催 【広報秘書課】 ・広報サポーター(4名) ・市民目線でのケーブルテレビナビゲーターやSNSの発信による情報発信を行った。 【環境政策課】 ・親子エコクッキング講座や菜の花エコツアーを開催し、エコ普及啓発に努めた ・エコフェスタは中止となったが、代替策として、たはら環境クイズを実施し、たはらエコ・ガーデンシティ構想の市民理解増進を図つた 【高齢福祉課】 ・高齢者が安心して生活できるよう自治会に対して見守り活動や地域行事の開催を呼びかけた。また、民生児童委員に対しても在宅生活の支援や介護者支援等を紹介した。 【地域福祉課】 ・年間29回、287名に対して説明会を実施 【健康課】 ・たはら健康マイレージにて健康づくりの取り組みを推進。 ・子育て安心見守り隊(フォローアップ研修会1回/年)、食生活改善健康づくり会(勉強会3回/年) ・健康づくりアンバサーに対して、健康づくり通信の発行。 【商工観光課】 ・「田原市観光まちづくり大学」「観光体験博覧会たはら巡り〜な」により観光地域づくりへの市民参加を促しました。また、新たに伊良湖温泉交流サミットを開催するにあたり、市民参加を促した。 【街づくり推進課】 渥美半島菜の花浪漫街道ブログで、渥美半島の美しい風景や街並み、花、海、エコに関する情報を、市内外から募集した「渥美半島の美しい風景を発信し隊」が双方向性のある情報発信と情報共有を行った。(再掲) 【図書館】 ・元氣はいたつ便・ブックスタート・にじいろサービス・児童サービス等への市民ボランティアの参加・協力を図つた。 【消防署】 ・救命講習の開催を広報たはら(消防かわら版)、消防本部ホームページに掲載(年9回) ・親子レスキュー教室を開催(年1回)

c. 市民公募委員の導入

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○方針・計画等の検討会議等を設ける場合、法令の制限がない限り、各担当課で市民公募委員を募集し、幅広い市民の意見を把握しながら検討を進めています。市民公募委員の募集及び応募は増えてきています。	○広く市民の意見を反映するため、市民公募委員への多数の応募をいただけるよう、発言しやすい会議運営等を目指します。	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議(3名)(継続) ・男女共同参画推進懇話会(2名)(継続) 【商工観光課】 ・田原市民まつりの実行委員会に公募による実行委員を採用、また、市民提案による企画を募集し、市民の手による市民まつりを開催する。(継続)	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議(3名)任期:R2.4.1〜R4.3.31 ・男女共同参画推進懇話会(2名)任期:R3.4.1〜R5.3.31 【商工観光課】 ・田原市民まつりの実行委員会に公募による実行委員を採用し、市民提案による企画を募集したが、新型コロナウイルス感染症感染拡大により開催を中止した。

d. 市民活動団体等への参画要請の整理

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○毎年度、方針・計画等の検討会議、施策推進の協議会など多数設置され、なかには多くの会議に参画する団体もあるので、これらの会議が、団体運営の負担とならないよう、代表者の負担軽減を図っています。	○施策検討への参画要請が団体の負担とならないように、目的に応じて会議の統廃合・整理を図り、特定の代表者に偏らせず、委員等の男女割合にも留意します。 ○幅広い意見が把握できるよう開催形式・年間スケジュール等を改善するとともに、寄せられた意見の反映に取り組みます。 ○参加にあたっては、代表者への要請だけでなく、目的に応じた人材の依頼をし、代表者の負担軽減を図ります。	【商工観光課】 ・会議日程を調整するなど代表者の負担に配慮し、参加しやすい会議を開催します。 ・検討委員会とワーキング等、代表者だけでなく目的に応じた人選となるように取り組みます。 【全課室】 ・参加団体には、代表者の参加を要請するのではなく、目的に応じた人材の参加を依頼し、代表者の負担軽減を図る。(継続)	【商工観光課】 ・会議日程を調整するなど代表者の負担に配慮し、参加しやすい会議を開催した。 ・検討委員会とワーキング等、代表者だけでなく目的に応じた人選となるように努めた。 【全課室】 【企画課】 委員を依頼する際に、あて職でなく参画団体から選出してもらっている。

e. パブリックコメント制度

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○パブリックコメントの手続きに関する要綱を制定し、市役所や市ホームページで公表し、市民の意見が反映させながら、計画等を策定しています。	○日頃から市民に対して関心をひきつけ、一方的な原案の提示とならないよう、分かりやすい情報提供に努めます。	【広報秘書課】 ・令和3年度:5件(予定)田原市ごみ処理基本計画、第11次田原市交通安全計画、田原市DX推進計画、南海トラフ地震臨時情報対応方針(仮称)、たはら食育推進計画 ・広報紙、ケーブルテレビ、HPを通じ、広く市民に周知を呼びかける。(継続)	【広報秘書課】 ・5件:第11次田原市交通安全計画、田原市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応方針、たはら食育推進計画2026、田原市ごみ処理基本計画、田原市デジタル社会形成方針 ・広報紙、ケーブルテレビ、HPを通じ、広く市民に周知を呼びかけた。

b. 地域コミュニティ団体からの要望への対応

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○地域コミュニティ団体のもつ地域課題(生活環境の整備、諸制度の改善等)に関する要望は、地域コミュニティ連合会、代表者等による随時の申出によって行われています。 ○市の機関では、コミュニティ担当課または各事業課において、これらに対応するとともに、平成19年度からは「まちづくりアドバイザー」に	○地域コミュニティ団体の要望内容を確認・整理するとともに、一緒になって対応策や制度改善に取り組みます。また、市の機関が実施する個々の施策についても、全体の公平性等を確保しながら、その地域に即した進め方を検討します。	【防災対策課】 ・防災活動に関する相談対応(継続) 【総務課】 ・随時、コミュニティからの要望の把握に努め、地域の要望に即した対応を検討する。(継続) ・まちづくりアドバイザーに連絡機能を持たせ、要望等の把握を行う。(継続) 【地域課】 ・各地域における道路、河川等の改善や補修等の要望を地区コミュニティ毎で取りまとめて提出してもらい、新年度予算に反映させる。(継続)	【防災対策課】 ・防災活動に関する相談対応等を随時行った。 【総務課】 ・随時、コミュニティからの要望の把握に努め、地域の要望に即した対応を行った。(継続) ・まちづくりアドバイザーに連絡機能を持たせ、要望等の把握を行った。(継続) 【地域課】 ・各地域における道路、河川等の改善や補修等の要望を地区コミュニティ毎で取りまとめて提出してもらい、新年度予算に反映させた。

c. 特定業務の外部委託(市指定委託)

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○専門資格を要する市の業務の実施に関しては、多様化への対応や効率性を考慮し、有資格者の採用や職員の資格取得による対応から、外部委託(事業者等)による対応に切り替えています。 ○公共施設等における専門性を活かしたサービスと効率性の向上を目指して、事業者や市民活動団体による指定管理者制度を導入し、協働対象事業のリストアップを行っています。	○指定管理者制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業について、業務内容に応じた協働の推進を図ります。	【企画課】 ・市民提案型委託制度を導入し事業募集を行う。(継続) ・市民活動支援センター運営業務を委託する。(継続) 【地域福祉課】 ・障害者福祉制度及び自殺対策等の周知のための講演会や市民を交えた制度の勉強会NPO法人の提案により委託にて実施する。(継続)	【企画課】 ・市民提案型委託制度により事業募集 ・市民活動支援センター運営 委託先:たはら市民活動応援隊 週2日4時間相談窓口開設 【地域福祉課】 ・コロナ禍の影響のため市民を対象とした講演会等は行わず、委託先のNPO法人による障害福祉関係者を対象とした講演会を実施した。

d. 市民等からの提案による協働事業(外部委託)

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○平成22年度から、市の事業について市民から広く事業提案を募る「市民提案型委託制度(テーマ提示型・自由テーマ型)」を運用しています。 ○市民に広く公募する提案型委託制度の活用が徐々に増えています。	○市民・市民活動団体・事業者との協働が可能な事業について実施のあり方を研究し、市民提案型委託制度の活用等により、成果の向上を目指します。	【企画課】 ・市民提案型委託制度による男女共同参画啓発事業(継続) 【図書館】 ・図書館サポーターズおおきなかぶによる図書館お誕生日会の開催(継続)	【企画課】 提案事業なし 【図書館】 ・図書館サポーターズおおきなかぶによる図書館お誕生日会を開催した。

e. 様々な協働形態の導入

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○市の施策の中で、市民・団体等と一緒に取り組まないと成果を上げられない業務等においては、協議会等を設けて調整を図っています。 ○柔軟な対応が必要となるイベント等では、市民等による実行委員会方式で実施しています。 ○田原リサイクルセンターや田原市給食センターの運営事業には、PFI手法を導入し、効果的かつ効果的な公共サービスの提供を図っています。	○業務内容に応じて、実行委員会方式のほか、市民等の得意分野を活かせるような協働方式の導入・維持に取り組みます。 ○PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)、PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)等の行政と民間の特性・能力等を活かした方式による業務を実施します。	【環境政策課】 ・特定外来種であるアルゼンチンアリ防除のための対策協議会を開催し、一斉防除を行う。(継続) 【廃棄物対策課】 【教育総務課】 ・市内の園児、児童、生徒へ給食を提供するにあたり、給食センターの維持管理・運営をPFIにて行う。	【環境政策課】 ・特定外来種であるアルゼンチンアリ防除のための対策協議会を年3回(内1回は書面開催)開催し、一斉防除(6月、7月、9月の年3回)を行った。 【廃棄物対策課】 田原リサイクルセンター R1/PFI期間終了 R2-R6/長期包括委託契約 【教育総務課】 ・給食を提供する給食センターの維持管理・運営をPFIにて行なった。 給食提供日数:保育園・認定こども園230日 小学校:193日 中学校:193日

(3) 市民参加・協働状況の公表

a. 協議会議への報告・一般公表

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○市民・市民活動団体・事業者・行政など各主体の市民協働に関する取組は、市民協働まちづくり会議において状況を報告し合い、市民に公開しています。	○毎年、市民参加・協働状況を項目別に取りまとめ、協議会議や一般市民に公表し、参加・協働への取り組み方の検討資料として活用できるようにします。	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議において、各主体の取組状況や意見の把握に努める。(継続)	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議を2回開催し、各主体の取組状況や意見の把握に努めた。

区分2【指針その4】 市民公益活動の支援

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ④ 市民公益活動における市民協働が促進されるように取り組む。【条例第10条】
- ⑤ 市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備する。【条例第11条】
- ⑥ 市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力する。【条例第12条第1項】
- ⑦ 市が保有する市民公益活動に必要な情報を提供する。【条例第12条第2項】
- ⑧ 市民公益活動に対し、必要に応じて、人的支援、財政的支援等を行う。【条例第13条】

(1)活動環境の整備のあり方

a. 施設等の整備・利用改善

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○市民や団体等の活動拠点として、市民館をはじめ、文化会館や運動施設等を整備するとともに、予約システムの改善、利用負担の減免等により利便性の向上、活動の活性化を図っています。 ○合併や人口減少により、重複した施設や行政目的を終えた公共施設も増加しているため、公共施設の適正化に取り組んでいます。	○公共施設の集約化や重点化、複合化等を踏まえ、公共施設のサービスの適正化を図ります。 ○公共施設の長寿命化を図るとともに、未利用施設の利活用を進めます。	【生涯学習課】 ・インターネットによる公共施設予約システムの活用(継続) ・市民館・文化会館等利用の際、共催・後援の実施(継続)	【生涯学習課】 ・インターネットによる公共施設予約システムの活用 ・市民館・文化会館等利用の際、共催・後援の実施

b. 市民公益活動の環境整備

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において社会貢献活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害等を補償しています。	○公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度を継続し、主催者及び参加者の傷害等に対応する体制を維持するとともに、必要に応じ、実態に即した制度内容に見直します。	【企画課】 ・公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活動中の事故を補償するとともに、参加者の自己責任と安心して公益活動に取り組める環境整備を明確化する。(継続) 【地域福祉課】 ・市民同士が支え合う生活ささあいネットのサポーターにはボランティア保険料の一部を社会福祉協議会が負担し、参加しやすい環境を整備する。(継続) 【生涯学習課】 ・公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度の継続	【企画課】 社会貢献活動災害補償制度保険に加入し、公益性の高い活動中の事故に対する補償等を行った。 傷害事故5件、賠償事故1件 【地域福祉課】 ・一人あたり250円の保険料のうち、100円を社会福祉協議会で負担 【生涯学習課】 ・公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度の加入

(2)情報提供のあり方

a. 市民公益活動の市民等への情報提供

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○公益性の高い活動(共催・後援事業等)については、可能な範囲内で、「広報たはら」や市のホームページ、SNS等で紹介するとともに、自治会を通じた回覧・配布文書、公共施設等でのポスター掲示により、必要な情報を提供しています。 ○市民活動支援センターを媒介として、支援センターホームページ、広報たはら等で市民活動団体等の取組を紹介しています。	○市民等への市民公益活動の情報提供について、市民活動支援センターが主体となり、広報活動を行うとともに、より市民活動への期待や関心が集まるような紹介の仕方を工夫します。	【企画課】 ・市民活動支援センターは、市民協働まちづくり補助金等を活用した団体等を積極的に取材し、広報たはらやSNS等で情報を発信する。(継続) 【地域福祉課】 ・田原市増活支援事業補助金を活用して市民等が実施する増活イベント等の情報を「広報たはら」や市のホームページ上で紹介する。(継続) 【図書館】 ・中央図書館・渥美図書館に設置している市民活動のための掲示板や図書館ホームページ・SNSの活用(継続) 【生涯学習課】 ・公益性の高い活動(共催・後援事業等)について、可能な範囲で市のホームページ、広報たはらへの掲載をする(継続)	【企画課】 ・市民活動支援センターでは、市民協働まちづくり補助金等を活用した団体等を積極的に取材し、広報たはらやSNS等で情報を発信した。 【地域福祉課】 ・HP公開(6回)、地域への回覧(6回)、会員宛てへのメール配信(6回) 【図書館】 ・中央図書館・渥美図書館に設置している市民活動のための掲示板や図書館ホームページ・SNS等を活用し情報発信に努めた。 【生涯学習課】 ・公益性の高い活動(共催・後援事業等)について、可能な範囲で市のホームページ、広報たはらへの掲載。 ※令和3年度は市HP、広報たはら掲載事業なし

b. 行政情報の提供

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○市で把握できる市民活動団体に有益な国県等の情報は、できる限りお知らせするようにしています。 ○市が保有する住民情報等は、個人情報保護法・条例の取扱基準に従う必要があり、現状として市民活動団体には提供していません。 ○市が保有する住民情報等については、個人情報保護法・条例の取扱基準に配慮しながら、自治会が行う住民福祉向上活動に対して、閲覧制度等を設けています。	○法の範囲で現状の閲覧制度等を維持・改善しながら、市民活動団体の活動情報や国県市などの各種支援施策の積極的な伝達や市が保有する住民情報の提供の是非を検討します。	【高齢福祉課】 ・田原市地区自治会長に対する個人情報の提供に関する要綱により、地区自治会長が行う、ひとり暮らし高齢者が安心して地域で暮らせるための見守り、訪問活動、安否確認、ふれあい活動を実施するために使用する個人情報を申請に基づき提供する。	【高齢福祉課】 ・地区自治会等が行うひとり暮らし高齢者の訪問活動に対し、住民基本台帳に登録されている個人情報のうち、対象者の住所、氏名、性別、年齢を掲載した一覧表を貸し出す高齢者見守り活動情報提供制度を実施した。

(3)人的・財政的支援等のあり方

a. 市民公益活動への人的支援			
現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○人材育成に役立つ講演会・講座等の開催、市民活動支援センターによる活動相談や「まちづくりアドバイザー」の派遣等による相談業務を行っています。	○市の機関の職員等が各種団体に参加する機会をできる限り多く設け、市民等と市役所の相互理解や信頼の構築を進めるとともに、自らの見識の向上も図ります。 ○事業担当課だけでなく、全課室がさまざまな分野の市内市民活動の状況を把握し、市役所全体で連携し、市民公益活動を支援します。	【企画課】 ・市民活動支援センターにおいて、活動に関する相談を随時行う。(継続) ・市職員の公益活動、地域活動への積極的参加を呼び掛ける。(継続) 【総務課】 ・まちづくりアドバイザーが相談業務を行う。(継続)	【企画課】 ・市民活動支援センターにおいて、活動に関する相談を随時行った。 ・市職員の公益活動、地域活動への参加を呼び掛けた。 【総務課】 ・まちづくりアドバイザーが相談業務を行った。(継続)
b. 市民公益活動への財政的支援			
現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○地域コミュニティ団体や各分野の団体に対して、市の施策の推進に関連した補助金が支出されています。	○“市民の手”によるまちづくりを推進するため、市民協働まちづくり基金を活用した市民公募型補助事業を継続し、効果的な支援を目指します。 ○より利用しやすい補助制度とするため、募集スケジュールや申請手続き、審査方法の改善を図ります。	【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援し、チャレンジ枠により、若年層の市民活動への参加誘導に期待する。(継続) 【地域福祉課】 ・市民等が企画し、又は提案する結婚の推進を目的とした出会いの機会を積極的に提供する事業等に田原市婚活支援事業補助金により活動資金の支援をします。今年度予算10万円(上限額)×3団体(継続)	【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援した。 通常枠1団体、少額枠1団体、チャレンジ枠なし 【地域福祉課】 ・実績なし
c. 市民公益活動へのその他の支援			
現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○田原市後援等取扱要綱に基づき、市の施策に合致する市民公益活動(イベント等)については、共催または後援し、施設利用料の減免や活動のPRに取り組んでいます。	○引き続き、共催・後援等の承認を行い、優良活動表彰制度や公的認証制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組みます。また、市民ニーズを把握し、必要となっている市民公益活動を活性化させるための支援メニューを検討します。	【企画課・スポーツ課】 ・共催、後援の承認。(継続)	【企画課】 協働まちづくりに関する事業及び市民活動団体が実施する事業に対して後援を行った。 【廃棄物対策課】 ・団体による清掃活動に対して、ごみ袋の支給・清掃用具の貸出を行った。 【生涯学習課】 共催・後援の承認を行った。 【スポーツ課】 共催・後援の承認を行った。(共催:40件、後援78件)

(4)市民間協働の支援のあり方

a. 市民間協働の促進のための支援			
現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○市の機関は、市民公益活動における市民等の連携を進めるため、市民活動支援センターの設置や活動をPRするイベント「しみのひろば」の開催を支援しています。	○市民公益活動における連携の意向(他の団体に対する協力要請等)や実現状況の把握するとともに、連携・協力・支援が進められるように、情報ネットワークの形成や活動・人材情報の把握・提供に取り組みます。	【企画課】 ・団体間の連携を図るため、市民活動支援センターを設置する。(継続) ・市民活動をPR等するためのイベント「しみのひろば」開催の支援を行う(継続)	【企画課】 ・団体間の連携を図るため、市民活動支援センターを委託により運営した。(資料5) ・市民活動をPR等するためのイベント「しみのひろば」開催の支援を行った。

区分3【指針その5】 地域コミュニティ活動の振興に関する実績

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務	
⑨	地域コミュニティ団体の振興策を立案・実施する。【条例第17条第1項】
⑩	行政課題について、地域コミュニティ団体により集約された意見に配慮する。【条例第17条第2項】

(1)地域コミュニティ団体の振興のあり方 ②市の機関の支援のあり方

a. 地域コミュニティ団体の振興策			
現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○平成18年度に策定された田原市地域コミュニティ振興計画が、平成29年度に改定され、コミュニティ担当課において連絡の調整や活動の支援が行われています。	○市は、地域コミュニティのあり方の検討、まちづくり計画の改定支援、活動拠点の充実、補助金等支援制度・委託業務の最適化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に努めます。 ○市は、地域コミュニティ団体が抱える課題の解決や、地域活動の担い手育成など、支援体制の構築を図ります。	【総務課】 【総務課】 ・地域活動や施設整備等に対する支援制度を継続し、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に対する支援を行う。(継続) ・まちづくりアドバイザーが地域コミュニティ活動の支援を行う。(継続)	【総務課】 【総務課】 ・地域活動や施設整備等に対する支援制度を継続し、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に対する支援を行った。(継続) ・まちづくりアドバイザーが地域コミュニティ活動の支援を行った。(継続)
b. 地域コミュニティ団体の意見の反映			
現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○地域に影響の大きい市の施策は、計画・実施に際し、コミュニティ協議会や自治会を対象とした説明会を開催し、地域住民の意見を把握しながら進めています。	○市の施策において、地域への影響や関わりが大きなものについては、自治会やコミュニティ協議会等で民主的な方法で集約された地域の意見に配慮しながら進めていきます。また、市全体のまちづくりの実現に留意しつつ、まちづくり推進計画等における地域の取組方針に配慮します。		

○ 地域コミュニティ団体の認定制度

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○田原市市民協働まちづくり条例施行規則に基づいて、基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定（公証）しています。 ※認定状況（平成29年4月現在） コミュニティ協議会 20協議会 校区 6校区 自治会 4自治会	○地域コミュニティ団体の活性化の手段の一つとして、田原市市民協働まちづくり条例施行規則の規定項目について、現状を踏まえて定める基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定（公証）します。		

区分4【指針その6】 市民協働まちづくり基金の活用に関する実績

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ⑪ 市民の連携強化、市民公益活動の促進に財源を確保するため、基金を設置する。【条例第10条第1項】
⑫ 基金の運用から生ずる収益は、第1項に定める目的の経費に充てるものとする。【条例第17条第4項】

(1) 基金のあり方

a. 合併特例債積立部分の管理・運用

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○市の合併に対する国の支援として用意された手法（合併特例債による借入）を中心に原資を積み立てているため、この部分の取崩しは原則的にできません。	○原資を定期預金等で運用し、その運用益によって市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進を図っていきます。 ○経済情勢や市の財政状況に応じて、原資を含めて、まちづくりのために活用していきます。		

b. 一般寄付等による積立部分の確保・運用

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○この基金は市民等の寄付による積み立てもできるため、市民公益活動の支援財源を確保するために、寄付金の募集を市民に周知しています。	○一般寄付等によって積み立てられた原資は、取り崩して使うことも運用益を利用することも可能であるため、ニーズに応じて振り分け、活用していきます。 ○ふるさと納税における、寄付の使い道として「地域の助け合い」の応援を指定した寄付金は、地域助け合いのために運用していきます。	【図書館】 ・雑誌スポンサー制度（継続）	【企画課】 渥美半島田原市応援寄付金 寄附件数 7,282件 【図書館】 ・雑誌スポンサー制度を活用し、図書館資料の充実化を図った。

(2) 基金運用益の活用のあり方

a. 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○基金運用益は、市が市民活動を振興するために設置している市民活動支援センターの事業費用及び以下の各種補助制度等に活用しています。 ・平成21年度「市民協働まちづくり事業補助金」 「新規団体・人材養成活動補助金」 ・平成22年度「市民提案型委託制度」 ・平成23年度「市民活動チャレンジ支援補助金」	○毎年度の発生する基金運用益等は、設置目的（市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進）に即して、まず、市民公益活動（公募）の補助経費に充当し、残額は基金の目的に即して実施される市の関係事業の財源または基金積み立てに利用します。		【企画課】 市民活動支援センターの事業費、市民協働まちづくり事業補助金として活用した。 市民協働まちづくり基金に積立てた。

b. 基金運用益等を活用した市民公益活動の支援

現状	今後の取組	令和3年度の取組	令和3年度の実績
○基金の運用益を活用し、市民協働まちづくり事業補助金等を設け、市民活動を支援しています。	○市民公益活動の活性化や協働意識の向上のため、基金の運用益を活用した支援制度等を見直し、さらなる充実化を図ります。 ○市民公募型支援制度の積極的な活用が図られるよう、制度の改善や効果的な制度紹介を行うとともに、新たな市民公益活動が生まれるような方策について検討します。 ○補助採択事業で公益性の高い活動と認められた事業については、各事業担当課において個別支援制度の創設を検討します。		【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金により支援した。 【総務課】 ・コミュニティ施設整備等に対する支援制度により支援した。

田原市の市民協働まちづくり方針 第4章に基づく
令和4年度の市の取組

田原市の市民協働まちづくり方針(H20.10 田原市市民協働まちづくり会議)
基本理念「みんながそれぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働のまちづくりを進めましょう。」

区分1【指針その2】 行政参加・協働の推進

- 市民協働まちづくり条例における市の機関の責務
- ① 施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努める。【条例第9条第2項】
 - ② 行政活動における協働の推進に努める。【条例第9条第3項】
 - ③ 行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。【条例第9条第4項】

(1)市民参加・参画のあり方

a. 積極的な行政情報の公開

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○行政情報は、定期刊行する広報たはら等と、随時発行する施策パンフレットやイベントちらし等に掲載し、コミュニティ協議会・自治会を経由する地域文書として、市民に伝えています。 ○インターネットを活用したホームページ(市、市議会等)やSNS、ケーブルテレビ(市政番組、議会中継等)、声の広報、市政ほーもん講座等で情報を提供しています。	○情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じて方法を整理・選択するとともに、市民に広報紙やケーブルテレビ番組に関心を持ってもらえるよう、受け手にとって有意義でわかりやすい情報提供に努めます。 ○インターネットやSNSを効果的に活用して情報提供することにより、さらなる情報の広がりを図ります。	【防災対策課】 ・広報たはら 防災知恵袋・隔月(偶数月)、特集・9月号、ほか随時掲載(継続) ・ホームページ掲載 各種防災に関する計画等(継続) ・市政ほーもん講座開催(継続) 【企画課】 ・行政評価の結果をホームページで公表し、行政の透明性の向上を図る。(継続) ・市民活動だよりの発行、フェイスブック、メールマガジン等を活用し市民活動情報を提供する。(継続) 【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成、SNSやケーブルテレビを活用した情報発信を行う。(継続) 【環境政策課】 ・広報たはら(環境けいじばん)、ホームページにて、環境やエコに関する情報提供を行う。(継続) 【廃棄物対策課】 ・ごみ収集カレンダーの発行(年1回)(継続) ・広報たはら(環境掲示板等)・HP・ごみ分別アプリ・SNS等を活用し・情報提供(継続) ・市政ほーもん講座の実施による情報提供(継続) 【高齢福祉課】 ・広報たはらの「シニアのひろば」への記事掲載や市ホームページへの掲載、高齢者への支援内容等をまとめた冊子である「高齢者福祉の手引」等により、在宅生活の支援や交通住宅の助成、介護者支援等を市民に対して紹介する。 【健康課】 ・健康カレンダーを各世帯へ配布。成人保健事業や母子保健事業に関する健診、各種教室の日程案内や、当直医に関する情報提供を行う。(継続) ・広報たはら(ヘルシーナの健康ナビ)にて健康づくりに関する情報提供を行う。(継続) 【商工観光課】 ・InstagramやTwitter等インターネットを活用し、ライブ感のある積極的な情報提供を行う。(継続) 【街づくり推進課】 都市計画、都市整備、市街地活性化、景観、公共交通に関する情報提供を広報、市HP、報道発表等により行う。(継続) 渥美半島菜の花浪漫街道ブログを運用し、市からの情報だけでなく、市内外から募集した「渥美半島の美しい風景を発信し隊」による双方向性のある情報発信と情報共有を行う。(継続) 【スポーツ課】 ・スポーツに関する情報を田原文化会館のモニターを活用し、情報提供する。(継続) 【消防署】 広報たはら(消防かわら版)、消防本部ホームページにて消防に関する情報提供を行います。(継続)

b. 行政活動への市民参加の拡大

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○新たな事業やイベント・行事等について、広報たはら、パンフレット、市ホームページ等で市民等にお知らせし、市民等による実施や行事への参加を呼びかけています。	○市民等と一体となってまちづくりに取り組むことが「市民協働」の根底であることを市職員が十分に理解します。 ○遊休資産の活用や地域包括ケアシステムの推進など新たな課題に対しても、市民協働を踏まえて取り組みます。 ○市民等が参加しやすい方法(手法・日時・場所等)に改善するとともに、内容に応じた効果的なPRを検討します。また、市民等が参加(実施)するメリット(能力向上、ネットワークの構築化、精神的な達成感の獲得等)を示せるように工夫します。 ○イベント等で市民や団体、事業者等に協力を得る場合は、事前の打ち合わせ等を十分にを行います。	【防災対策課】 ・防災訓練 市総合防災訓練、自主防災会一斉防災訓練(継続) ・講座等 防災カレッジ、防災ボランティアコーディネーター養成講座、防災講演会等(継続) 【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金の「人材養成視察枠」として市の課題解決策立案のための先進事例調査に要する旅費等を補助する。(継続) ・市民協働まちづくり会議(年2回)、男女共同参画推進懇話会(年3回)では、公募委員、市民活動団体、事業者等が参加し、市民目線で協働促進、男女共同参画社会推進に取り組んでいく。(継続) 【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成、SNSやケーブルテレビを活用した情報発信を行う。(継続) 【環境政策課】 ・親子エコクッキング講座や菜の花エコツアー等を開催し、エコ普及啓発に努める。(継続) 【高齢福祉課】 高齢者が安心して生活できるよう自治会に対して見守り活動や地域行事の開催を呼びかける。また、民生児童委員に対しても在宅生活の支援や介護者支援等を紹介する。 【地域福祉課】 ・生活ささえあいネット周知のため、市民の集う場所へ出向いて説明をし、参加者を募ります。(継続) 【健康課】 ・たはら健康マイレージの活用により、健康づくりの取り組みを推進する。(継続) ・子育て安心見守り隊、食生活改善健康づくり会に対して、定期的にフォローアップ研修会を開催する。(継続) ・健幸アンバサダーに対して、定期的に健康づくり通信を発行する。 【商工観光課】 ・「田原市観光まちづくり大学」「観光体験博覧会たはら巡り〜な」により観光地域づくりへの市民参加を促します。(継続) 【街づくり推進課】 渥美半島菜の花浪漫街道ブログで、渥美半島の美しい風景や街並み、花、海、エコに関する情報を、市内外から募集した「渥美半島の美しい風景を発信し隊」が双方向性のある情報発信と情報共有を行う。(継続) 【図書館】 ・元気はいたつ便・ブックスタート・にじいろサービス・児童サービス等への市民ボランティアの参加・協力(継続) 【消防署】 ・救命率の向上を図るため、救命講習の開催を広報たはら(消防かわら版)、消防本部ホームページに掲載し参加者を募集します。(継続) ・親子で参加できる救助体験講座を開催します。(継続)

c. 市民公募委員の導入

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○方針・計画等の検討会議等を設ける場合、法令の制限がない限り、各担当課で市民公募委員を募集し、幅広い市民の意見を把握しながら検討を進めています。市民公募委員の募集及び応募は増えてきています。	○広く市民の意見を反映するため、市民公募委員への多数の応募をいただけるよう、発言しやすい会議運営等を目指します。	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議(2名)(継続) ・男女共同参画推進懇話会(2名)(継続) 【商工観光課】 ・田原市民まつりの実行委員会に公募による実行委員を採用、また、市民提案による企画を募集し、市民の手による市民まつりを開催する。(継続)

d. 市民活動団体等への参画要請の整理

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○毎年度、方針・計画等の検討会議、施策推進の協議会など多数設置され、なかには多くの会議に参画する団体もあるので、これらの会議が、団体運営の負担とならないよう、代表者の負担軽減を図っています。	○施策検討への参画要請が団体の負担とならないように、目的に応じて会議の統廃合・整理を図り、特定の代表者に偏らず、委員等の男女割合にも留意します。 ○幅広い意見が把握できるよう開催形式・年間スケジュール等を改善するとともに、寄せられた意見の反映に取り組みます。 ○参加にあたっては、代表者への要請だけでなく、目的に応じた人材の依頼をし、代表者の負担軽減を図ります。	【商工観光課】 ・会議日程を調整するなど代表者の負担に配慮し、参加しやすい会議を開催します。(継続) ・検討委員会とワーキング等、代表者だけでなく目的に応じた人選となるように取り組みます。(継続) 【全課室】 ・参加団体には、代表者の参加を要請するのではなく、目的に応じた人材の参加を依頼し、代表者の負担軽減を図る。(継続)

e. パブリックコメント制度

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○パブリックコメントの手続きに関する要綱を制定し、市役所や市ホームページで公表し、市民の意見を反映させながら、計画等を策定しています。	○日頃から市民に対して関心をひきつけ、一方的な原案の提示とならないよう、分かりやすい情報提供に努めます。	【広報秘書課】 ・令和4年度：2件(予定)たはら農業プラン(2018-2027)、たはらエコ・ガーデンシティ推進計画 ・広報紙、ケーブルテレビ、HPを通じ、広く市民に周知を呼びかける。(継続)

f. 市民意見の提案制度

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○市民からの意見・提案は、市役所・支所等に設置された「提言箱」、田原市ホームページ投書コーナー「市民の声」等で集められた後、関係各課に送付(定期的に部長会議で報告)され、関連施策に反映するとともに、提案者に回答しています。 ○平成21年度に制定した「市民の声」取扱要綱に基づき、公共性のある提言と回答を市ホームページで公開しています。	○現行の提案制度を充実しつつ、制度のPRを効果的にを行い、より建設的な意見が寄せられるよう工夫します。	【広報秘書課】 ・提言箱、ホームページ等を通じて寄せられる市民の意見は、提案者に回答するとともに事務の参考とする。寄せられた意見の概要は部長会議で報告し、市役所内で情報の共有を行う。(継続) 【図書館】 ・館長直行便(意見箱)の設置(継続)

g. 意見交換のための会議開催

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○各分野の関係団体で構成する協議会の設置、コミュニティ協議会が主催する地域懇談会、各種団体が主催する総会等への出席により意見把握に取り組んでいます。	○会議の設置、地域懇談会等の会議への出席により、団体の個別意見及び総意の把握に努めます。	【防災対策課】 ・会議等 防災事務連絡会開催(4月)、自主防災活動推進協議会(年2回)(継続) 【環境政策課】 ・たはらエコガーデンシティ構想推進協議会を開催し、進捗状況の把握、課題認識、解決策の検討などを行う。(継続) ・たはらエコガーデンシティ地域協議会を開催し、各プロジェクトの実現推進を図る。(継続) ・田原菜の花エコ推進協議会を開催し、遊休農地の復元、資源循環に関する取組等の普及啓発を行う。(継続) 【廃棄物対策課】 ・田原市ごみ処理対策推進協議会を開催し、ごみの減量・再資源化等施策の推進方策の検討(継続) ・廃棄物減量等推進員連絡会議を開催し、廃棄物の適正処理・減量化を目的とした、ごみの分別指導等に関する意見交換(継続) 【親子交流館】 子育て支援関係者交流会(年2回)の開催により、入園前の子供を持つ母親の集まりである子育てサークルと、関係支援団体との交流を図る。 【街づくり推進課】 ・田原地区まちづくり事業、福江地区まちづくり事業、赤羽根地区まちづくり事業については、市民が参加した各種協議会や委員会等において、事業実施や整備の意見交換などを行う。(継続) ・行政、各種団体などによって構成する渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議を開催し、アクションプランの進捗状況や意見交換などを行う。(継続) 【図書館】 ・年3回の図書館協議会の開催(継続) ・月1回の「図書館サポーターズおおきなかぶ」と館長・読書担当者によるミーティングの実施(継続) ・元気はいったつ便ボランティア、ブックスタートボランティア、音訳ボランティアの方と随時、意見交換を実施。 【地域課】 渥美地域総代連絡協議会を開催し、渥美地域の校区総代や自治会長との意見交換・連絡調整の場を設け、渥美地域における課題等の解決に取り組む。(継続)

h. アンケート調査

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○総合計画の実現状況を把握する市民意識調査(3年ごとに市民・団体・事業者別に実施)、各分野のアンケート調査(定期又は随時)によって、統計的に市民意識等を把握しています。	○施策実施における客観的根拠資料となるよう、アンケート等の調査方法(実施時期・対象・設問・回答方式等)を改善するとともに、回答率の向上を図ります。また、他の都市との比較や経年比較等、多方面で評価と複合させ、本市の強み・弱みを把握します。	【企画課】 ・新たにWeb回答を導入して、市民意識調査を実施。

(2) 行政活動における協働のあり方

a. 地域コミュニティ団体との協働(委託)

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○地域コミュニティ団体には、自主防災活動、ごみ収集場の管理、交通安全・防犯活動、広報たはら等の文書配布、福祉活動、公園・排水施設の管理等に加えて、イベントや講演会への参加や公職委員の推薦など地域関係事項について幅広く依頼し、協力を得ています。 ○市からの依頼業務が増加しており、自治会等の負担となっています。依頼業務での負担を軽減するため、基本方針を定め、あらかじめ地域に対して依頼業務や行事等の年間スケジュールを提示しています。	○市各課からの依頼事項を整理するとともに、自治会等の規模・能力に応じた依頼内容の弾力化や支援制度の充実等、負担軽減を検討します。 ○地域コミュニティ団体の抱える課題を考慮し、市からの依頼事項に取り組むことにより、地域課題も同時に解決できるように工夫します。	【防災対策課】 ・自主防災活動 防災事務連絡会、地区防災訓練実施、市総合防災訓練参加依頼、防災資機材整備、各種講座等参加依頼等(継続) 【総務課】 ・年度初めの地域コミュニティ連合会定例理事会及び地区行政連絡会において、コミュニティ協議会・自治会への依頼事項等の連関スケジュールを示した。 【廃棄物対策課】 ・廃棄物の適正処理・減量化の推進のため、廃棄物減量等推進員を各地区自治会に配置し、地区内のごみの出し方・分別指導の活動等を行っていただく。(継続) 【地域福祉課】 ・災害時避難行動要支援者名簿の加除を行い、5月、11月に支援を必要とする方の新しい情報を地域へ提供し、市と地域と情報の共有を行う。(継続) 【農政課】 多面的機能支払事業において、地域ぐるみで行う農用地・水路、農道等の地域資源の保全管理を支援する。(継続) 【地域課】 災害時に迅速な対応が図れるように、渥美地域の排水機場運転管理委託、樋門管理委託を地元自治会等へ委託する。(継続)

b. 地域コミュニティ団体からの要望への対応

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○地域コミュニティ団体のもつ地域課題(生活環境の整備、諸制度の改善等)に関する要望は、地域コミュニティ連合会、代表者等による随時の申出によって行われています。 ○市の機関では、コミュニティ担当課または各事業課において、これらに対応するとともに、平成19年度からは「まちづくりアドバイザー」に連絡機能(地域の希望把握)を持たせています。	○地域コミュニティ団体の要望内容を確認・整理するとともに、一緒になって対応策や制度改善に取り組みます。また、市の機関が実施する個々の施策についても、全体の公平性等を確保しながら、その地域に即した進め方を検討します。	【防災対策課】 ・防災活動に関する相談対応(継続) 【総務課】 ・随時、コミュニティからの要望の把握に努め、地域の要望に即した対応を検討する。 ・まちづくりアドバイザーに連絡機能を持たせ、要望等の把握を行う。 【地域課】 各地域における道路、河川等の改善や補修等の要望を地区コミュニティ毎で取りまとめて提出してもらい、新年度予算に反映させる。(継続)

c. 特定業務の外部委託(市指定委託)

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○専門資格を要する市の業務の実施に関しては、多様化への対応や効率性を考慮し、有資格者の採用や職員の資格取得による対応から、外部委託(事業者等)による対応に切り替えています。 ○公共施設等における専門性を活かしたサービスと効率性の向上を目指して、事業者や市民活動団体による指定管理者制度を導入し、協働対象事業のリストアップを行っています。	○指定管理者制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業について、業務内容に応じた協働の推進を図ります。	【企画課】 ・市民提案型委託制度を導入し事業募集を行う。(継続) ・市民活動支援センター運営業務を委託する。(継続) 【地域福祉課】 ・障害者福祉制度及び自殺対策等の周知のための講演会や市民を交えた制度の勉強会をNPO法人の提案により委託にて実施する。(継続)

d. 市民等からの提案による協働事業(外部委託)

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○平成22年度から、市の事業について市民から広く事業提案を募る「市民提案型委託制度(テーマ提示型・自由テーマ型)」を運用しています。 ○市民に広く公募する提案型委託制度の活用が徐々に増えています。	○市民・市民活動団体・事業者との協働が可能な事業について実施のあり方を研究し、市民提案型委託制度の活用等により、成果の向上を目指します。	【企画課】 ・市民提案型委託制度による男女共同参画啓発事業(継続) 【図書館】 ・図書館サポーターズおおきなかぶによる図書館お誕生日会の開催(継続)

e. 様々な協働形態の導入

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○市の施策の中で、市民・団体等と一緒に取り組まないと成果を上げられない業務等においては、協議会等を設けて調整を図っています。 ○柔軟な対応が必要となるイベント等では、市民等による実行委員会方式で実施しています。 ○田原リサイクルセンターや田原市給食センターの運営事業には、PFI手法を導入し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図っています。	○業務内容に応じて、実行委員会方式のほか、市民等の得意分野を活かせるような協働方式の導入・維持に取り組めます。 ○PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)、PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)等の行政と民間の特性・能力等を活かした方式による業務を実施します。	【環境政策課】 ・特定外来種であるアルゼンチンアリ防除のための対策協議会を開催し、一斉防除等を行う。(継続) 【廃棄物対策課】 田原リサイクルセンター R1／PFI期間終了 R2-R6／長期包括委託契約 【教育総務課】 ・市内の園児、児童、生徒へ給食を提供するにあたり、給食センターの維持管理・運営をPFIにて行う。

(3)市民参加・協働状況の公表

a. 協議会議への報告・一般公表

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○市民・市民活動団体・事業者・行政など各主体の市民協働に関する取組は、市民協働まちづくり会議において状況を報告し合い、市民に公開しています。	○毎年、市民参加・協働状況を項目別に取りまとめ、協議会議や一般市民に公表し、参加・協働への取り組み方の検討資料として活用できるようにします。	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議において、各主体の取組状況や意見の把握に努める。(継続)

区分2【指針その4】 市民公益活動の支援

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ④ 市民公益活動における市民協働が促進されるように取り組む。【条例第10条】
- ⑤ 市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備する。【条例第11条】
- ⑥ 市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力する。【条例第12条第1項】
- ⑦ 市が保有する市民公益活動に必要な情報を提供する。【条例第12条第2項】
- ⑧ 市民公益活動に対し、必要に応じて、人的支援、財政的支援等を行う。【条例第13条】

(1)活動環境の整備のあり方

a. 施設等の整備・利用改善

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○市民や団体等の活動拠点として、市民館をはじめ、文化会館や運動施設等を整備するとともに、予約システムの改善、利用負担の減免等により利便性の向上、活動の活性化を図っています。 ○合併や人口減少により、重複した施設や行政目的を終えた公共施設も増加しているため、公共施設の適正化に取り組んでいます。	○公共施設の集約化や重点化、複合化等を踏まえ、公共施設のサービスの適正化を図ります。 ○公共施設の長寿命化を図るとともに、未利用施設の利活用を進めます。	【生涯学習課】 ・赤羽根地域における公共施設再編について協議 ・江比間野外活動センターの方向性について協議 ・田原市社会教育施設等長寿命化計画に沿った改修等の推進

b. 市民公益活動の環境整備

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において社会貢献活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害等を補償しています。	○公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度を継続し、主催者及び参加者の傷害等に対応する体制を維持するとともに、必要に応じ、実態に即した制度内容に見直します。	【企画課】 ・公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活動中の事故を補償するとともに、参加者の自己責任と安心して公益活動に取り組める環境整備を明確化する。(継続) 【地域福祉課】 ・市民同士が支え合う生活ささえあいネットのサポーターにはボランティア保険料の一部を社会福祉協議会が負担し、参加しやすい環境を整備する。(継続) 【生涯学習課】 ・公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度の継続

(2) 情報提供のあり方

a. 市民公益活動の市民等への情報提供		
現状 ○公益性の高い活動(共催・後援事業等)については、可能な範囲内で、「広報たはら」や市のホームページ、SNS等で紹介するとともに、自治会を通じた回覧・配布文書、公共施設等でのポスター掲示により、必要な情報を提供しています。 ○市民活動支援センターを媒介として、支援センターホームページ、広報たはら等で市民活動団体等の取組を紹介しています。	今後の取組 ○市民等への市民公益活動の情報提供について、市民活動支援センターが主体となり、広報活動を行うとともに、より市民活動への期待や関心が集まるような紹介の仕方を工夫します。	令和4年度の取組 【企画課】 ・市民活動支援センターは、市民協働まちづくり事業補助金等を活用した団体等を積極的に取材し、広報たはらやSNS等で情報を発信する。(継続) 【地域福祉課】 ・田原市婚活支援事業補助金を活用して市民等が実施する婚活イベント等の情報を「広報たはら」や市のホームページ上で紹介する。(継続) 【図書館】 ・中央図書館・渥美図書館に設置している市民活動のための掲示板や図書館ホームページ・SNSの活用(継続) 【生涯学習課】 ・公益性の高い活動(共催・後援事業等)について、可能な範囲で市のホームページ、広報たはらへの掲載をする(継続)
b. 行政情報の提供		
現状 ○市で把握できる市民活動団体に有益な国県等の情報は、できる限りお知らせするようにしています。 ○市が保有する住民情報等は、個人情報保護法・条例の取扱基準に従う必要があり、現状として市民活動団体には提供していません。 ○市が保有する住民情報等については、個人情報保護法・条例の取扱基準に配慮しながら、自治会が行う住民福祉向上活動に対して、閲覧制度等を設けています。	今後の取組 ○法の範囲で現状の閲覧制度等を維持・改善しながら、市民活動団体の活動情報や国県市などの各種支援施策の積極的な伝達や市が保有する住民情報の提供の是非を検討します。	令和4年度の取組 【高齢福祉課】 ・地区自治会等が行うひとり暮らし高齢者の訪問活動に対し、住民基本台帳に登録されている個人情報のうち、対象者の住所、氏名、性別、年齢を掲載した一覧表を貸し出す。

(3) 人的・財政的支援等のあり方

a. 市民公益活動への人的支援		
現状 ○人材育成に役立つ講演会・講座等の開催、市民活動支援センターによる活動相談や「まちづくりアドバイザー」の派遣等による相談業務を行っています。	今後の取組 ○市の機関の職員等が各種団体に参加する機会をできる限り多く設け、市民等と市役所の相互理解や信頼の構築を進めるとともに、自らの見識の向上を図ります。 ○事業担当課だけでなく、全課室がさまざまな分野の市内市民活動の状況を把握し、市役所全体で連携し、市民公益活動を支援します。	令和4年度の取組 【企画課】 ・市民活動支援センターにおいて、活動に関する相談を随時行う。(継続) ・市職員の公益活動、地域活動への積極的参加を呼び掛ける。(継続) 【総務課】 ・まちづくりアドバイザーが相談業務を行う。
b. 市民公益活動への財政的支援		
現状 ○地域コミュニティ団体や各分野の団体に対して、市の施策の推進に関連した補助金が支出されています。	今後の取組 ○“市民の手”によるまちづくりを推進するため、市民協働まちづくり基金を活用した市民公募型補助事業を継続し、効果的な支援を目指します。 ○より利用しやすい補助制度とするため、募集スケジュールや申請手続き、審査方法の改善を図ります。	令和4年度の取組 【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援し、チャレンジ枠により、若年層の市民活動への参加誘導に期待する。(継続) 【地域福祉課】 ・市民等が企画し、又は提案する結婚の推進を目的とした出会いの機会を積極的に提供する事業等に田原市婚活支援事業補助金により活動資金の支援をします。今年度予算10万円(上限額)×3団体(継続)
c. 市民公益活動へのその他の支援		
現状 ○田原市後援等取扱要綱に基づき、市の施策に合致する市民公益活動(イベント等)については、共催または後援し、施設利用料の減免や活動のPRに取り組んでいます。	今後の取組 ○引き続き、共催・後援等の承認を行い、優良活動表彰制度や公的認証制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組みます。また、市民ニーズを把握し、必要となっている市民公益活動を活性化させるための支援メニューを検討します。	令和4年度の取組 【企画課・生涯学習課・スポーツ課】 ・共催、後援の承認。(継続) 【廃棄物対策課】 ・団体による清掃活動に対して、ごみ袋の支給・清掃用具の貸出(継続)

(4) 市民間協働の支援のあり方

a. 市民間協働の促進のための支援		
現状 ○市の機関は、市民公益活動における市民等の連携を進めるため、市民活動支援センターの設置や活動をPRするイベント「しみのひろば」の開催を支援しています。	今後の取組 ○市民公益活動における連携の意向(他の団体に対する協力要請等)や実現状況を把握するとともに、連携・協力・支援が進められるように、情報ネットワークの形成や活動・人材情報の把握・提供に取り組めます。	令和4年度の取組 【企画課】 ・団体間の連携を図るため、市民活動支援センターを設置する。(継続) ・市民活動をPR等するためのイベント「しみのひろば」開催の支援を行う(継続)

区分3【指針その5】 地域コミュニティ活動の振興に関する実績

- 市民協働まちづくり条例における市の機関の責務
- ⑨ 地域コミュニティ団体の振興策を立案・実施する。【条例第17条第1項】
- ⑩ 行政課題について、地域コミュニティ団体により集約された意見に配慮する。【条例第17条第2項】

(1)地域コミュニティ団体の振興のあり方 ②市の機関の支援のあり方

a. 地域コミュニティ団体の振興策

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○平成18年度に策定された田原市地域コミュニティ振興計画が、平成29年度に改定され、コミュニティ担当課において連絡の調整や活動の支援が行われています。	○市は、地域コミュニティのあり方の検討、まちづくり計画の改定支援、活動拠点の充実、補助金等支援制度・委託業務の最適化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に努めます。 ○市は、地域コミュニティ団体が抱える課題の解決や、地域活動の担い手育成など、支援体制の構築を図ります。	【総務課】 ・地域活動や施設整備等に対する支援制度を継続し、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に対する支援を行う。 ・まちづくりアドバイザーが地域コミュニティ活動の支援を行う。

b. 地域コミュニティ団体の意見の反映

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○地域に影響の大きい市の施策は、計画・実施に際し、コミュニティ協議会や自治会を対象とした説明会を開催し、地域住民の意見を把握しながら進めています。	○市の施策において、地域への影響や関わりが大きなものについては、自治会やコミュニティ協議会等で民主的な方法で集約された地域の意見に配慮しながら進めていきます。また、市全体のまちづくりの実現に留意しつつ、まちづくり推進計画等における地域の取組方針に配慮します。	

c. 地域コミュニティ団体の認定制度

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○田原市市民協働まちづくり条例施行規則に基づいて、基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定（公証）しています。 ※認定状況（平成29年4月現在） コミュニティ協議会 20協議会 校区 6校区 自治会 4自治会	○地域コミュニティ団体の活性化の手段の一つとして、田原市市民協働まちづくり条例施行規則の規定項目について、現状を踏まえて定める基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定（公証）します。	

区分4【指針その6】 市民協働まちづくり基金の活用に関する実績

- 市民協働まちづくり条例における市の機関の責務
- ⑪ 市民の連帯強化、市民公益活動の促進に財源を確保するため、基金を設置する。【条例第10条第1項】
- ⑫ 基金の運用から生ずる収益は、第1項に定める目的の経費に充てるものとする。【条例第17条第4項】

(1)基金のあり方

a. 合併特例債積立部分の管理・運用・確保

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○市の合併に対する国の支援として用意された手法（合併特例債による借入）を中心に原資を積み立てているため、この部分の取崩しは原則的にできません。	○原資を定期預金等で運用し、その運用益によって市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進を図っていきます。 ○経済情勢や市の財政状況に応じて、原資を含めて、まちづくりのために活用していきます。	【財政課】 ・合併特例債の活用による原資の積み立てについて検討します。

b. 一般寄付等による積立部分の確保・運用

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○この基金は市民等の寄付による積み立てでもできるため、市民公益活動の支援財源を確保するために、寄付金の募集を市民に周知しています。	○一般寄付等によって積み立てられた原資は、取り崩して使うことも運用益を利用することも可能であるため、ニーズに応じて振り分け、活用していきます。 ○ふるさと納税における、寄付の使い道として「地域の助け合い」の応援を指定した寄付金は、地域助け合いのために運用していきます。	【企画課】 渥美半島田原市応援寄付金（継続） 【図書館】 ・雑誌スポンサー制度（継続）

(2)基金運用益の活用のあり方

a. 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○基金運用益は、市が市民活動を振興するために設置している市民活動支援センターの事業費用及び以下の各種補助制度等に活用しています。 ・平成21年度「市民協働まちづくり事業補助金」 「新規団体・人材養成活動補助金」 ・平成22年度「市民提案型委託制度」 ・平成24年度「市民活動チャレンジ支援補助金」	○毎年度の発生する基金運用益等は、設置目的（市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進）に即して、まず、市民公益活動（公募）の補助経費に充当し、残額は基金の目的に即して実施される市の関係事業の財源または基金積み立てに利用します。	【企画課】 市民活動支援センターの事業費、市民協働まちづくり事業補助金として活用。 市民協働まちづくり基金に積立てる。

b. 基金運用益等を活用した市民公益活動の支援

現状	今後の取組	令和4年度の取組
○基金の運用益を活用し、市民協働まちづくり事業補助金等を設け、市民活動を支援しています。	○市民公益活動の活性化や協働意識の向上のため、基金の運用益を活用した支援制度等を見直し、さらなる充実化を図ります。 ○市民公募型支援制度の積極的な活用が図られるよう、制度の改善や効果的な制度紹介を行うとともに、新たな市民公益活動が生まれるような方策について検討します。 ○補助採択事業で公益性の高い活動と認められた事業については、各事業担当課において個別支援制度の創設を検討します。	【企画課】 再掲 ・市民協働まちづくり事業補助金の「人材養成視察枠」として市の課題解決策立案のための先進事例調査に要する旅費等を補助する。（継続） ・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援し、チャレンジ枠により、若年層の市民活動への参加誘導に期待する。（継続） 【総務課】 ・コミュニティ施設等の整備に要する費用の支援に活用

令和 3 年度 市民活動支援制度の活用状況

1 市民協働まちづくり事業補助金

(1) 通常枠

市内の市民活動団体が行う公益的な事業（地域づくり、福祉、環境保全等）の事業費の一部を支援する制度。団体の自立を促し、目的実現を支援するため、補助は 3 年を限度としている。

(補助率 1 / 2、上限 20 万円)

補助額 5 万円以上 20 万円以下（補助対象経費 20 万円以上）の事業

団体名・「事業名」	事業内容	補助額 (補助対象経費)	事業担当課
崋山劇上演実行委員会 「崋山劇上演事業」	郷土田原の先覚者・渡辺崋山の没後 180 年の令和 3 年 12 月に、その記念行事として崋山劇を上演する。 事業を通じて、全国に向けて人間崋山の知られざる魅力を発信するとともに、田原市のまちづくり、文化の風おこしに寄与する。	200,000 円 (4,116,532 円)	文化財課

(2) 少額枠

補助額 5 万円未満（補助対象経費 10 万円未満）の事業

団体名・「事業名」	事業内容	補助額 (補助対象経費)	事業担当課
豊橋みなみおやこ劇場 「永野むつみ氏講演会実施事業」	人形劇団「ぴぼぼたあむ」代表の永野むつみ氏を講演会に招き、さまざまな子どもの事例をお話していただく。講演会を通じて、我が子や自分の関わる子どもたちに関心を寄せ、子どもたちはどんな存在なのか、自分はどんな子育てや関わりを持ちたいのかを、参加者に自ら発見してもらうことを目的とする。	42,000 円 (85,288 円)	子育て支援課

(3) 新規団体枠

新しく設立された団体の活動経費の一部を支援するもので、市民活動団体の新しい担い手づくりを目的とする。**(補助率 10 / 10、上限 5 万円)**

◆当該年度に設立満 2 年に満たない団体

→ 応募団体なし

(4) チャレンジ枠

市民活動の担い手を増やし、地域活性化につなげることを目的として、青年層の市民による公益活動を支援する制度。若者が公益活動にチャレンジし、楽しみながらまちづくりに取り組めることを期待。**(補助率 1 / 2、上限 10 万円)**

◆おおむね 18 ～ 40 歳の市民 5 人以上で構成される団体

→ 応募団体なし

（５）人材養成枠

団体の活動に関する専門知識を習得する講座・研修等で、公益活動の推進に有効なものへの参加費や旅費を支援する制度。

【講座】

→ 応募団体なし

【視察枠】

→ 応募団体なし

R 4

通常枠 2 団体、少額枠 1 団体、新規団体枠 1 団体

R4. 6. 20 現在

2 市民提案型委託事業制度

市民活動団体からの提案による事業の委託制度。市から目的を決めて募集する「テーマ提示型」と、団体が分野や取り組みを自ら考えて提案する「自由テーマ型」がある。

4 月号広報及び田原市ホームページで周知

【テーマ提示型】

(1) 募集期間 4 月 1 日（木）～5 月 3 1 日（月）

(2) 募集テーマ 男女共同参画啓発事業（委託費上限：130,000 円）

→応募団体なし

【自由テーマ型】

(1) 募集期間 4 月 1 日（木）～7 月 3 0 日（金）

→応募団体なし

R 4

テーマ提示型 1 件(審査中)

R4. 6. 20 現在

3 社会貢献活動災害補償制度

市では市民公益活動（社会貢献活動）中の万一の事故に対して、田原市社会貢献活動災害補償制度により、一定額の補償を準備し、活動者又はその指導者が安心して活動していただくことにより、市民協働のまちづくりの促進を図る。

【制度活用状況】

	傷害事故	損害賠償	合計
令和元年度	1 5 件	1 件	1 6 件
令和 2 年度	4 件	1 件	5 件
令和 3 年度	5 件	1 件	6 件

R 4

活用なし

R4. 6. 20 現在

市民協働まちづくり補助金活用状況

資料 4 - 2

	31年度				令和2年度				R3年度				R4年度(6月20日現在)			
	予算		実績		予算		実績(予定)		予算		実績		予算		実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
通常枠				・たはらサンドアート 実行委員会 ・渥美半島環境活動 協議会 ・風の学校・はやぶ さ				・風の学校・はや ぶさ ・海の寺子屋実行 委員会(活用予定 であったが、新型 コロナの影響で中 止)				・華山劇 ・風の学校・はや ぶさ (活用予定であっ たが、新型コロナ の影響で中止)			2	・マイク大谷氏講演 会実行委員会 ・渥美半島ウルト ライナーラン実行 委員会 (実績報告待ち)
	4	800,000	3	572,000	2	400,000	1	200,000	2	400,000	1	200,000	2	400,000	1	200,000
少額枠				・大草の歴史と文化 を学ぶ会								・豊橋みなみおや こ劇場			1	・視覚障害者団体さ くらんぼ
	3	150,000	1	49,000	3	150,000			2	100,000	1	42,000	2	100,000	1	38,000
合計		950,000		621,000		550,000		200,000		500,000	1	242,000		500,000		238,000
新規団体枠				・田原みんなの学校 ・ララグラン駅前ラジ オ体操会				・サツキボタン ・CoCoCa(活用 予定であったが、 新型コロナの影響 で中止)								・一般社団法人泉中 学校跡施設利活用 地元協議会
	2	100,000	2	87,000	2	100,000	1	50,000	2	100,000	0	0	2	100,000	0	50,000
人材養成枠(講座)				・スマイルの会 (活用予定であつた が新型コロナの影 響で中止)												
	2	60,000	0	0	2	40,000	0	0	1	20,000	0	0	1	20,000	0	0
人材養成枠(視察)	1	120,000	0	0	1	60,000	0	0	1	40,000	0	0	1	40,000	0	0
合計		180,000	0	0		100,000	0	0		60,000	0	0		60,000	0	0
チャレンジ枠																
	2	200,000	0	0	2	100,000	0	0	2	90,000	0	0	2	90,000	0	0
合計		1,430,000		708,000		850,000		250,000		750,000		242,000		750,000		288,000

田原市民活動支援センターの運営について

【1】田原市民活動支援センターの運営状況

(1) 設置目的

市民活動の活性化を図るため、平成19年度に設置

- 市民活動団体に対する情報の提供
- 市民、団体間の交流促進
- その他支援による市民活動の推進

(2) 設置場所及び設備

○場所：田原文化会館フリースペース内 約26.9㎡

○設備：カウンターテーブル、掲示板、閲覧用パソコン、電話(内線)、メールアドレス、印刷機 等

(3) 運営体制の経緯

	運営方式
H19.4～H22.3	《業務委託》 特定非営利活動法人たはら広場
H22.4～H28.3	《市直営》 市民活動推進スタッフ(嘱託員)、市民協働課職員
H28.4～H29.4	《市直営》 企画課協働係職員
H29.5～	《業務委託》 たはら市民活動応援隊

(4) 令和4年度の運営体制

委託団体：公募(たはら市民活動応援隊)

委託期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

開設日：毎週火・土曜日／正午～午後4時

(印刷機利用等・・・文化会館開館日／午前9時～午後5時)

委託金額：470,000円

(5) 運営内容

○市民活動相談、情報紙発行、広報記事作成、ホームページ運営、市民活動団体交流会支援、東三河市民活動推進協議会への協力、講座の開催、印刷機利用受付 等

○しみのひろば企画運営 10月16日サンテパークにて開催予定

(令和3年度は10月17日にサンテパークで開催)

(6) 相談件数推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3
総件数	50	113	108	115	114	108	87	102	155	16	15	92	84	49	64

※平成28年度からは、相談件数集計から館内案内や雑談など軽微なものを除いている。

平成29年度からは、相談件数集計から印刷機の利用を除き、相談対応のみとしている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発令により4・5月休業。

(7) 主な相談内容

○活動相談 →NPO設立・手続き関係はどうしたらいいか

○補助金関連 →市補助金の申請相談／各種助成制度の情報収集

○広報 →市広報媒体への掲載依頼等

○一般 →情報交換

○市民活動団体交流会 →イベント出展等の相談

「田原市の市民協働まちづくり方針」の改訂について（案）

平成20年10月策定の本方針については、平成30年3月に見直しを行い、平成30年度～令和9年度の10年間を目標としたものとなっているため、中間年度にあたる本年度中に見直しを行う。

1. 見直しの目的

改定時から5年が経ち、社会情勢の変化により、国の施策や市民の意識は変化している。田原市の市民・市民活動団体・行政等の置かれている状況に合わせて方針の内容を見直す必要がある。策定時の社会と現在の状況を確認し、現状とのズレが生じている部分を今の時代に即した内容へと改訂する。

2. 今後の進め方

① 意見集約

＊各主体の意見

- ・ヒアリング等
- ・これまでの会議等での取組報告
- ・市民活動団体調査、市民意識調査等

＊市の取組・方向性（協働ワーキング会議等）

② スケジュール案

日 程	会議等	内 容
5月中旬	庁内取組状況調査	
6月17日	第20回協働ワーキング会議(市役所)	市の取組状況・方向性確認
7月5日	第33回協働まちづくり会議①	方針改訂の方向性確認
・第1～3章 素案作成		
・第4章 素案作成（ヒアリング等）		
9月	第21回協働ワーキング会議(市役所)	第1～3章 素案確認 第4章 内容確認
11月中旬	第34回協働まちづくり会議②	第1～3章 素案確認 第4章確認、意見交換
・第3章、第4章 修正 ・全体調整 ・原案作成		
1月上旬	第22回協働ワーキング会議(市役所)	原案確認
・全体調整		
3月	第35回協働まちづくり会議③	全体確認・決定

各委員の取組状況・意見

1	NPO法人たはら広場 小澤 美穂子 委員
	○さまざまな大きな時代の変化が起こっています。 たまたま委員を拝命している時期に「田原市総合計画」の見直しにあたり、難しい判断を少しだけ理解させていただきました。 まちの指針の基本はとても重厚だとは思いますが、特に今のような大きな変革期にあたっては、先を見て迅速な最重要課題の改革も勇気を持って時代に合わせていくことも肝要だと思います。 一方幸いなことには、使うべきテクノロジーは進化しています。 取り組んでいない評価方法はないか、など常に自説の改革点を見つける努力が必要だと思います。 たとえば田原市図書館は、一昨年度から生涯読書振興計画案の見直しにロジックモデルを作成、これに従って段階的な到達点を明示、新たなアイデアが生まれる柔らかな下地を掘り起こしています。 昨年度はこの取り組みの土台ともなる、開館以来初めてでかつ多様な利用者・それぞれの立場にむけてのアンケート調査を行いました。 図書館からの「全体的に好感度あられる評価が見え、安堵だった」との評価（図書館協議会での報告）でしたが、高感度の対極に市民目線の得難い本音も拾えたのでは、との意見も出ました。 また、アンケート調査項目もありきたりのものだけではなかったです。 新企画「ファンベース評価調査（利用者からの愛着度などを知り、サービス価値を高める検討を行うための指標づくり）」も取り入れ、興味が湧いたという協議会委員からの声も。

2	田原市ボランティア連絡協議会 本多 稔 委員
	○ボランティア団体の紹介冊子を発行しました。 現在ボランティア団体の紹介動画作成中（各団体2～5分程度） ○たはらアルプストレッキングガイドが滝頭公園管理棟にあります。衣笠自然歩道等をグーグルマップで見れる様にして欲しい。